

金沢区公告第 7/ 号

公 示 送 達

次のとおり、書類の送達を受けるべき者の住所（所在地）等が不明である
ので（法施行地でない）、介護保険法第143条及び地方税法第20条
の2の規定により公示送達する。送達する書類は当区役所保険年金課に
保管してあるので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和8年9月17日

横浜市 金沢区長 齋藤 真美奈 印

送達を受け るべき者	氏名又は 名 称	別紙のとおり
送達する 書 類 名	介護保険料督促状 令和8年度7月期分	
（注意） 地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算 して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。		

(別紙)

[illegible]